

2018年7月10日

式 会 社 会社名株 ディ ス 取 役 締 代表者名 溝 呂 木 長 (コード番号 6146 東証第一部) 問合せ先 I R 室 長 小 澤 (TEL 03-4590-1111(代表))

ガバナンス強化の取り組み代表取締役を評価する諮問機関の設置に関するお知らせ

当社は、コーポレートガバナンス・コード全原則を遵守(Comply)しておりますが、当社独自のガバナンス強化の取り組みとして、「代表取締役評価委員会」を諮問機関として設置することを決定しましたのでお知らせいたします。

記

1. 設置の目的

当社は、取締役の選解任案などを審議する「指名・報酬諮問委員会」を設置しておりますが、代表取締役の業務執行の適切性を評価する「代表取締役評価委員会」を新たに設置することといたしました。この委員会は、評価結果により代表取締役を解任するための客観性、公正性、透明性のある手続きを確保することを目的としております。これにより、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現してまいります。

2. 「代表取締役評価委員会」の機能

- (1) 代表取締役の業務執行を以下の項目で、事業年度終了後に評価
 - ・コアマネジメント施策(企業文化や進化改善等への施策)
 - ・業績等の状況(主要な経営指標、開発や設備への投資、BCM 含むリスクへの対応・管理状況、など)
- (2) 評価結果は、代表取締役へ通知、「取締役会」と「指名・報酬諮問委員会」へ報告
- (3) 必要に応じて代表取締役の解任等を「取締役会」と「指名・報酬諮問委員会」へ勧告

なお、評価結果は、当社 Web サイトにも公開いたします。

3. 評価委員の構成

・当社、全ての社外取締役および社外監査役

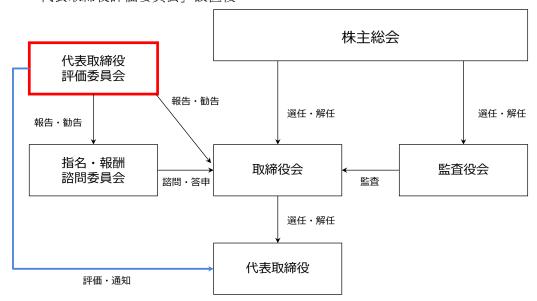
「指名・報酬諮問委員会」が取締役2名、社外取締役2名および社外監査役1名 計5名の構成(社外割合6割)に対して、「代表取締役評価委員会」は社外取締役2名および社外監査役4名(このうち3名は「指名・報酬諮問委員会」を兼任)計6名で構成(社外割合10割)されます。

これにより自分たちが選んだ代表取締役に対して、低い評価をしにくいというバイアス (先入観・偏見) がかかりにくくなり、より客観的で公正・透明な評価・解任勧告ができる体制になると考えております。

4. 評価開始時期 2018年度より

(ご参考)

・株式会社ディスコ ガバナンス相関図 (概略図) 「代表取締役評価委員会」設置後



・株式会社ディスコ コーポレートガバナンス・コード全原則を遵守 http://www.disco.co.jp/jp/csr/management/governance_code.html (当社 Web サイト)

以上